

尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託

評価基準

令和6年8月

尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会

(1) 配点について

技術提案書の各項目の配点は次のとおりとする。

区分	項目	内容	様式	配点	配点計
基本的事項	ア	会社概要に関すること	なし	2	10
	イ	財務に関すること	なし	4	
	ウ	下水道施設維持管理の実績に関すること	9号	2	
	エ	人財に関すること	10号	2	
技術提案	ア	尼崎市下水道業務の包括的委託に対する考え方について	11号	12	80
	イ	業務実施体制について	12号	12	
	ウ	水質等管理について	13号	12	
	エ	設備等保安全管理について	14号	10	
	オ	降雨・緊急・災害対応について	15号	18	
	カ	過失等の対応について	16号	8	
	キ	下水道施設の管理運営におけるコスト削減について	17号	2	
	ク	市内業者育成・市内在住者雇用について ※市内在住者雇用は、「技術提案書の点数」への加点として別途評価する。	18号	2	
	ケ	環境問題について	19号	2	
	コ	委託者への業務に関する技術・知識の共有に関する提案について	20号	2	
参考見積価格書			21号 22号	10	10
技術提案書の点数					100

また、「地域経済活性化の加点」として、次の①、②に該当する場合はそれぞれ加点を行う。ただし加点を受けるには、「技術提案書の点数（参考見積価格書の点数は除く）」が、63点以上（満点90点の70%以上）であることとする。

項	内容	
①	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者であれば、技術提案書の点数の10%を加点する。 準市内事業者であれば、技術提案書の点数の5%を加点する。※ 	
②	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に際し新たに市内在住者を雇用する提案があれば、技術提案書の点数の5%を加点する。 	
地域経済活性化の加点		0点～15点

※共同企業体の参加者については、構成員のいずれかに市内事業者（準市内事業者）が含まれている場合に加算する。

(2) 評価について

技術提案書の各項目はA～CまたはDの評価をつけて点数化し、その合計（「技術提案書の点数」）と「地域経済活性化の加点」を合算したものを「評価点」として、優先交渉権者を選定する。

評価点（115点満点）

= 技術提案書の点数（100点満点） + 地域経済活性化の加点（15点満点）

【A～Dの評価により付与される点数】

A：特に評価できる内容である	（配点×1.0点）
B：評価できる内容のものがある	（配点×0.75点）
C：一般的な提案内容である	（配点×0.5点）
D：評価できる内容がない（不適である）	（配点×0点）

※1項目でもD評価となった事業者は失格となる。

以 上